

## 「平成21年度受動喫煙に関する施設調査」(単純集計結果)

## 1 調査目的

県内の公共的施設における受動喫煙防止対策の実施状況及び受動喫煙防止対策実施上の問題点等を明らかにすることにより、今後の受動喫煙防止対策推進方策検討の基礎資料とするために実施した。

## 2 調査内容

## (1) 受動喫煙に対する意識

受動喫煙の認知度

受動喫煙の健康影響に対する意識

受動喫煙の健康への影響の認知度

## (2) 健康増進法第25条の認知度

## (3) 神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の認知状況

県受動喫煙防止条例の認知度

県受動喫煙防止条例について知っていること

県受動喫煙防止条例の認知媒体、望ましい情報提供媒体

## (4) 受動喫煙防止対策の現状、県受動喫煙防止条例への対応予定

受動喫煙防止対策の現状

受動喫煙防止対策の現状に対する利用者の反応

県受動喫煙防止条例の施行に向けた取り組みの予定

予定している対策の内容

県受動喫煙防止条例の施行に向けた対応

## (5) 受動喫煙防止対策についての考え、行政に期待すること

受動喫煙防止対策についての考え

受動喫煙防止対策を進めるために行政に期待すること

## 3 調査設計

調査地域	神奈川県全域
調査対象	神奈川県内に所在する公共的施設
標本数	4,115サンプル
標本抽出方法	平成18年事業所・企業統計調査データ、 かながわ医療情報検索サービスデータ、 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等に基づく届出台帳データ、 興業場法に基づく許可台帳データ、 食品衛生法に基づく許可台帳データ、 旅館業法に基づく許可台帳データ等による単純無作為抽出
調査方法	郵送による配布及び回収
調査期間	平成21年11月16日(月)～11月30日(月)

#### 4 回収結果

##### (1) 全体の回収結果

設計サンプル数	4,115
有効回収数	1,997
有効回収率	48.5%

##### (2) 施設種別毎の回収結果

施設種別			設計サンプル数	有効回収数	有効回収率	
別表第1	(1)	学校（幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設）	119	97	81.5%	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	177	110	62.1%
		イ	薬局	177	131	74.0%
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	177	88	49.7%
	(3)	劇場、映画館、演芸場	124	90	72.6%	
	(4)	観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	27	24	88.9%	
	(5)	集会場又は公会堂	162	121	74.7%	
	(6)	展示場	3	3	100.0%	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	156	105	67.3%	
	(8)	公衆浴場（銭湯、サウナなど）	200	103	51.5%	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	231	92	39.8%	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	154	71	46.1%	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	157	118	75.2%	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	139	84	60.4%	
	(16)	官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	136	103	75.7%	
別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	347	118	34.0%
		イ	キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	347	54	15.6%
	(2)	ホテル、旅館などの宿泊施設	265	115	43.4%	
	(3)	ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	339	113	33.3%
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	339	94	27.7%
(4)	これらに該当しないサービス施設	339	163	48.1%		
全体			4,115	1,997	48.5%	

#### 4 回収結果

##### (1) 全体の回収結果

設計サンプル数	3,000
有効回収数	1,700
有効回収率	56.7%

##### (2) 施設別の回収結果

施設	設計サンプル数	有効回収数	有効回収率
A 学校	167	149	89.2%
B 病院・診療所	200	123	61.5%
C 劇場・映画館	132	93	70.5%
D 公民館等集会場	167	112	67.1%
E スポーツ施設	200	139	69.5%
F 百貨店・デパート	17	15	88.2%
G スーパー・小売店	335	162	48.4%
H 金融機関	200	140	70.0%
I 博物館・美術館	167	115	68.9%
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	167	129	77.2%
K 官公庁施設	167	132	79.0%
L 飲食店	431	146	33.9%
M ホテル・旅館	250	107	42.8%
N ゲームセンター・パチンコ店等娯楽施設	400	138	34.5%
合計	3,000	1,700	56.7%

5 結果の集計にあたって

結果数値は、小数点第2位を四捨五入してあるので、合計が100.0%にならない場合がある。

6 施設詳細

(1) 施設形態

			総数	1 独立した建物	2 ビル、地下街の 一部を使用	無回答	
	総数		1997	67.2	31.2	1.7	
別表第1	(1)	学校（幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設）	97	100.0	-	-	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	43.6	55.5	0.9
		イ	薬局	131	42.7	57.3	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	53.4	45.5	1.1
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	54.4	44.4	1.1	
	(4)	観覧場（スポーツや見世物を見るための施設）	24	100.0	-	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	90.1	8.3	1.7	
	(6)	展示場	3	66.7	33.3	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	88.6	10.5	1.0	
	(8)	公衆浴場（銭湯、サウナなど）	103	82.5	14.6	2.9	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	75.0	23.9	1.1	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	50.7	47.9	1.4	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	85.6	14.4	-	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	72.6	26.2	1.2	
	(16)	官公庁施設（学校～社会福祉施設に該当するものを除く）	103	77.7	15.5	6.8	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	45.8	51.7
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	33.3	64.8	1.9
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	94.8	2.6	2.6	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	35.4	61.1	3.5
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	51.1	45.7	3.2
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	70.6	29.4	-		

参考：平成19年10月調査

(1) 施設形態

	総数	1 独立した建物	2 ビル・地下街の 一部を使用	無回答
総数	1700	77.5	21.2	1.4
A 学校	149	99.3	0.7	-
B 病院・診療所	123	56.1	43.9	-
C 劇場・映画館	93	61.3	37.6	1.1
D 公民館等集会場	112	91.1	8.0	0.9
E スポーツ施設	139	86.3	8.6	5.0
F 百貨店・デパート	15	66.7	33.3	-
G スーパー・小売店	162	70.4	27.8	1.9
H 金融機関	140	75.0	25.0	-
I 博物館・美術館	115	88.7	9.6	1.7
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	86.8	13.2	-
K 官公庁施設	132	91.7	7.6	0.8
L 飲食店	146	56.8	40.4	2.7
M ホテル・旅館	107	93.5	4.7	1.9
N ゲームセンター等娯楽施設	138	53.6	44.9	1.4

## ( 2 ) 施設規模

		総 数	1 5 0 m <sup>2</sup> 以下	2 5 1 m <sup>2</sup> }	3 1 0 1 m <sup>2</sup> }	4 7 0 0 m <sup>2</sup> }	5 1 7 0 1 m <sup>2</sup> }	6 1 0 0 1 m <sup>2</sup> 以上	無 回 答	
	総数	1997	18.6	16.9	14.5	11.0	5.8	25.6	7.6	
別 表 第 1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	-	-	1.0	7.2	11.3	73.2	7.2
	(2)	ア 病院、診療所又は助産所	110	16.4	31.8	34.5	5.5	1.8	4.5	5.5
		イ 薬局	131	29.8	45.8	16.0	-	-	0.8	7.6
		ウ あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	52.3	33.0	6.8	2.3	1.1	-	4.5
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	-	1.1	6.7	3.3	6.7	77.8	4.4
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	-	-	-	4.2	4.2	87.5	4.2
	(5)	集会場又は公会堂	121	-	5.0	12.4	18.2	14.9	43.0	6.6
	(6)	展示場	3	-	-	-	-	-	100.0	-
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	1.0	5.7	5.7	11.4	4.8	66.7	4.8
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	3.9	10.7	38.8	19.4	5.8	12.6	8.7
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	47.8	27.2	9.8	6.5	-	3.3	5.4
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	18.3	12.7	22.5	22.5	11.3	5.6	7.0
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	-	3.4	7.6	16.1	11.0	60.2	1.7
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	4.8	6.0	15.5	27.4	11.9	26.2	8.3
	(16)	官公庁施設(学校-社会福祉施設に該当するものを除く)	103	6.8	6.8	8.7	8.7	6.8	52.4	9.7
	別 表 第 2	(1)	ア 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	39.8	33.1	11.9	4.2	1.7	0.8
		イ キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	40.7	20.4	16.7	5.6	1.9	-	14.8
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	5.2	5.2	18.3	18.3	14.8	30.4	7.8
(3)		ア ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	17.7	21.2	28.3	19.5	0.9	4.4	8.0
		イ マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	12.8	19.1	11.7	23.4	6.4	11.7	14.9
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	54.0	25.8	8.6	0.6	-	-	11.0	

( 2 ) 施設規模

	総 数	1 以下 50平方メートル	2 51～100平方 メートル	3 101～300平方 メートル	4 301～1,000 平方メートル	5 1,001平方 メートル以上	無回 答
総数	1700	9.2	12.1	15.2	19.3	39.1	5.1
A 学校	149	-	-	1.3	13.4	80.5	4.7
B 病院・診療所	123	10.6	34.1	33.3	8.9	11.4	1.6
C 劇場・映画館	93	1.1	-	5.4	8.6	79.6	5.4
D 公民館等集会場	112	-	0.9	1.8	27.7	66.1	3.6
E スポーツ施設	139	2.2	12.2	15.1	14.4	51.8	4.3
F 百貨店・デパート	15	-	-	-	-	100.0	-
G スーパー・小売店	162	35.2	29.6	21.6	5.6	4.3	3.7
H 金融機関	140	0.7	3.6	26.4	46.4	15.7	7.1
I 博物館・美術館	115	3.5	5.2	19.1	17.4	50.4	4.3
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	0.8	3.1	10.1	33.3	46.5	6.2
K 官公庁施設	132	-	4.5	11.4	21.2	59.8	3.0
L 飲食店	146	41.8	29.5	13.0	6.8	5.5	3.4
M ホテル・旅館	107	1.9	1.9	15.9	30.8	35.5	14.0
N ゲームセンター等娯楽施設	138	10.1	23.2	21.7	21.7	16.7	6.5

問1 あなた(「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。)は「受動喫煙」という言葉を御存じですか。次の中から1つ選んでください。( は1つ)

		総数	1 いる 言葉も意味も知って	2 味はよくわからない 言葉は知っているが、意	3 査で初めて知った 知らなかった(今回の調	無回答		
	総数	1997	87.4	6.6	5.4	0.6		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	97.9	-	2.1	-	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	94.5	0.9	3.6	0.9
		イ	薬局	131	96.9	1.5	1.5	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	87.5	3.4	9.1	-
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	95.6	2.2	1.1	1.1	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	100.0	-	-	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	90.9	6.6	2.5	-	
	(6)	展示場	3	100.0	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	93.3	4.8	1.9	-	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	81.6	11.7	4.9	1.9	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	68.5	16.3	14.1	1.1	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	90.1	5.6	4.2	-	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	96.6	1.7	1.7	-	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	91.7	4.8	2.4	1.2	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	98.1	1.0	1.0	-	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	82.2	10.2	7.6
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	61.1	20.4	16.7	1.9
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	80.0	14.8	5.2	-	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	80.5	9.7	7.1	2.7
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	86.2	5.3	8.5	-
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	76.7	10.4	12.3	0.6		



参考：平成 19 年 10 月調査

問 1 あなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同様。）は「受動喫煙」という言葉をご存知ですか。次の中から 1 つ選んでください。（ は 1 つ）

	総 数	1 知 っ て い る	2 知 ら な い （ 今 回 の 調 査 で は じ め て 知 っ た ）	無 回 答
総数	1700	87.1	12.6	0.3
A 学校	149	94.6	4.7	0.7
B 病院・診療所	123	94.3	5.7	-
C 劇場・映画館	93	97.8	2.2	-
D 公民館等集会場	112	97.3	1.8	0.9
E スポーツ施設	139	85.6	14.4	-
F 百貨店・デパート	15	100.0	-	-
G スーパー・小売店	162	72.8	27.2	-
H 金融機関	140	91.4	8.6	-
I 博物館・美術館	115	89.6	10.4	-
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	94.6	5.4	-
K 官公庁施設	132	99.2	0.8	-
L 飲食店	146	68.5	29.5	2.1
M ホテル・旅館	107	73.8	26.2	-
N ゲームセンター等娯楽施設	138	78.3	21.7	-

問2 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。あなたは受動喫煙の健康への影響について、どのように思いますか。

次の中から1つ選んでください。( は1つ)

		総数	1 る健康への影響がある	2 健康への影響はない	3 わからない	無回答		
	総数	1997	90.3	1.3	7.9	0.6		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	97.9	-	2.1	-	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	96.4	-	3.6	-
		イ	薬局	131	97.7	0.8	1.5	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	94.3	-	5.7	-
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	96.7	-	2.2	1.1	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	95.8	-	4.2	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	92.6	-	6.6	0.8	
	(6)	展示場	3	100.0	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	92.4	1.0	6.7	-	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	87.4	-	11.7	1.0	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	83.7	3.3	13.0	-	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	95.8	1.4	2.8	-	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	93.2	0.8	5.9	-	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	96.4	-	3.6	-	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	95.1	-	4.9	-	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	80.5	0.8	18.6
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	64.8	7.4	27.8	-
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	89.6	2.6	7.0	0.9	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	85.8	0.9	10.6	2.7
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	81.9	7.4	8.5	2.1
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	84.7	1.8	12.3	1.2		

参考：平成 19 年 10 月調査

【問3は、問2で「1 健康への影響がある」を選んだ方がお答えください。】

問3 あなたは、受動喫煙によりどのような健康への影響があるとお考えですか。次の「健康への影響」について、それぞれ1つ選んでください。(1つの「健康への影響」には1つ)

			肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める				子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める					
			該当	1 影響 がある	2 影響 はない	3 わ か ら な い	無 回 答	1 影 響 が あ る	2 影 響 は な い	3 わ か ら な い	無 回 答	
総数			1803	93.8	0.6	3.4	2.2	81.6	0.8	10.2	7.4	
別 表 第 1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	95	100.	-	-	-	90.5	-	8.4	1.1	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	106	99.1	-	-	0.9	91.5	-	6.6	1.9
		イ	薬局	128	93.0	0.8	2.3	3.9	89.8	1.6	5.5	3.1
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	83	88.0	1.2	6.0	4.8	84.3	1.2	7.2	7.2
	(3)	劇場、映画館、演芸場	87	97.7	-	2.3	-	83.9	-	16.1	-	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	23	100.	-	-	-	91.3	-	8.7	-	
	(5)	集会場又は公会堂	112	94.6	0.9	2.7	1.8	83.9	-	9.8	6.3	
	(6)	展示場	3	100.	-	-	-	100.0	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	97	92.8	-	3.1	4.1	82.5	1.0	9.3	7.2	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	90	93.3	-	3.3	3.3	76.7	-	10.0	13.3	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	77	90.9	1.3	3.9	3.9	68.8	2.6	11.7	16.9	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	68	92.6	1.5	2.9	2.9	86.8	-	7.4	5.9	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	110	97.3	-	1.8	0.9	87.3	-	9.1	3.6	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	81	95.1	-	3.7	1.2	90.1	-	7.4	2.5	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	98	91.8	2.0	5.1	1.0	85.7	1.0	9.2	4.1	
	別 表 第 2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	95	90.5	-	8.4	1.1	70.5	-	15.8
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	35	94.3	-	2.9	2.9	74.3	2.9	14.3	8.6
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	103	91.3	-	7.8	1.0	77.7	-	15.5	6.8	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	97	91.8	2.1	2.1	4.1	74.2	2.1	10.3	13.4
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	77	85.7	1.3	9.1	3.9	59.7	6.5	19.5	14.3
(4)	これらに該当しないサービス施設	138	97.1	-	1.4	1.4	77.5	-	8.0	14.5		

		乳幼児突然死症候群の危険性を高める					妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める					
		該当数	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない	無回答	1 影響がある	2 影響はない	3 わからない	無回答		
		総数	1803	51.6	2.1	37.7	8.7	73.5	0.9	16.6	8.9	
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	95	70.5	3.2	24.2	2.1	89.5	1.1	6.3	3.2	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	106	67.9	0.9	27.4	3.8	87.7	-	8.5	3.8
		イ	薬局	128	50.0	4.7	39.1	6.3	78.1	3.1	13.3	5.5
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	83	41.0	1.2	47.0	10.8	67.5	-	21.7	10.8
	(3)	劇場、映画館、演芸場	87	50.6	-	48.3	1.1	81.6	-	17.2	1.1	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	23	56.5	-	43.5	-	78.3	-	21.7	-	
	(5)	集会場又は公会堂	112	52.7	0.9	38.4	8.0	74.1	-	17.0	8.9	
	(6)	展示場	3	66.7	-	33.3	-	100.	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	97	53.6	2.1	38.1	6.2	79.4	-	14.4	6.2	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	90	51.1	3.3	32.2	13.3	63.3	1.1	21.1	14.4	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	77	46.8	1.3	35.1	16.9	72.7	1.3	10.4	15.6	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	68	61.8	4.4	27.9	5.9	76.5	1.5	13.2	8.8	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	110	47.3	-	49.1	3.6	71.8	-	23.6	4.5	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	81	59.3	-	38.3	2.5	84.0	-	13.6	2.5	
	(16)	官公庁施設(学校-社会福祉施設に該当するものを除く)	98	65.3	1.0	29.6	4.1	85.7	1.0	9.2	4.1	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	95	40.0	-	41.1	18.9	58.9	2.1	22.1
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	35	54.3	-	37.1	8.6	68.6	-	22.9	8.6
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	103	52.4	2.9	37.9	6.8	70.9	-	21.4	7.8	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	97	48.5	3.1	35.1	13.4	68.0	2.1	17.5	12.4
		イ	マーチャン屋、パチンコ屋及び類似施設	77	33.8	7.8	41.6	16.9	50.6	3.9	27.3	18.2
(4)	これらに該当しないサービス施設	138	37.7	2.2	42.8	17.4	62.3	0.7	18.1	18.8		

【問4～問5はすべての施設がお答えください。】

問4 あなたは健康増進法第25条で、「学校、病院、飲食店など多くの人が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と定められていることを御存じですか。

次の中から1つ選んでください。( は1つ)

			総数	1 知っている	2 知らなかった今回 の調査ではじめて 知った	無回答	
		総数	1997	69.9	26.4	3.8	
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	88.7	10.3	1.0	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	70.9	26.4	2.7
		イ	薬局	131	75.6	23.7	0.8
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	51.1	46.6	2.3
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	88.9	8.9	2.2	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	91.7	8.3	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	77.7	19.8	2.5	
	(6)	展示場	3	100.0	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	78.1	19.0	2.9	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	72.8	15.5	11.7	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	63.0	30.4	6.5	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	71.8	26.8	1.4	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	84.7	13.6	1.7	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	77.4	20.2	2.4	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	79.6	18.4	1.9	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	54.2	40.7
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	51.9	46.3	1.9
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	67.8	29.6	2.6	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	58.4	35.4	6.2
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	66.0	31.9	2.1
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	47.2	42.9	9.8		

参考：平成 19 年 10 月調査

問 2 「受動喫煙」とは、室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

あなたは健康増進法第 25 条で、学校、病院など多くの人々が利用する施設の管理者は、利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない、と定められていることをご存知ですか。次の中から 1 つ選んでください。( は 1 つ)

	総 数	1 知 つ て い る	2 知 ら な い ( 今 回 の 調 査 で は じ め て 知 つ た )	無 回 答
総数	1700	72.4	26.9	0.7
A 学校	149	91.9	8.1	-
B 病院・診療所	123	81.3	18.7	-
C 劇場・映画館	93	95.7	4.3	-
D 公民館等集会場	112	92.9	7.1	-
E スポーツ施設	139	74.8	24.5	0.7
F 百貨店・デパート	15	100.0	-	-
G スーパー・小売店	162	44.4	54.9	0.6
H 金融機関	140	84.3	15.0	0.7
I 博物館・美術館	115	79.1	20.0	0.9
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	82.9	16.3	0.8
K 官公庁施設	132	96.2	3.8	-
L 飲食店	146	41.8	55.5	2.7
M ホテル・旅館	107	48.6	50.5	0.9
N ゲームセンター等娯楽施設	138	38.4	60.1	1.4

問5 あなたは、神奈川県で受動喫煙を防止するための条例（神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例(以下「県受動喫煙防止条例」といいます)）が制定されたことを御存じですか。

次の中から1つ選んでください。( は1つ)

		総数	1 内容まで知っている	2 とは知っているが、内容は知らない	3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)	無回答		
	総数	1997	31.8	49.2	16.5	2.5		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	52.6	40.2	7.2	-	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	27.3	55.5	15.5	1.8
		イ	薬局	131	17.6	57.3	25.2	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	11.4	51.1	36.4	1.1
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	50.0	45.6	3.3	1.1	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	54.2	37.5	8.3	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	36.4	53.7	9.1	0.8	
	(6)	展示場	3	100.0	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	41.9	48.6	7.6	1.9	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	41.7	44.7	2.9	10.7	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	18.5	48.9	28.3	4.3	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	15.5	52.1	31.0	1.4	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	43.2	50.8	4.2	1.7	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	36.9	46.4	15.5	1.2	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	56.3	35.0	7.8	1.0	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	16.9	59.3	19.5
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	14.8	53.7	31.5	-
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	33.0	47.8	16.5	2.6	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	27.4	51.3	18.6	2.7
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	37.2	48.9	11.7	2.1
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	17.8	46.6	30.1	5.5		



【問6は、問5で「1 内容まで知っている」を選んだ方がお答えください。】

問6 県受動喫煙防止条例に盛り込まれている内容について知っているものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

		該当数	1 不特定又は多数の者が利用する室内 又はこれに準ずる環境での受動喫煙を 防止するものである	2 学校や病院、官公庁施設は禁煙に、飲 食店やホテル、娯楽施設は禁煙又は分 煙にしなければならない	3 小規模飲食店や小規模宿泊施設、パ チンコ屋やマージャン屋は禁煙又は分 煙にすることは努力義務である	4 禁煙とした施設についても喫煙所の設 置は可能である	5 施設の入口に禁煙又は分煙の表示をし なければならない	6 保護者同伴であっても、喫煙所や喫煙 席に従業員以外の未成年者を立ち入 らせてはならない	7 必要な対策を行わない施設には罰則 (過料)が科される場合がある	8 施行は平成22年4月1日からである	無回答		
総数		635	87.6	88.5	71.8	49.0	59.4	40.5	55.3	68.2	1.7		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	51	96.1	100.0	78.4	43.1	58.8	49.0	60.8	62.7	-	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	30	93.3	96.7	76.7	33.3	46.7	30.0	46.7	50.0	-
		イ	薬局	23	95.7	87.0	78.3	30.4	39.1	39.1	47.8	65.2	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	10	90.0	100.0	80.0	70.0	40.0	30.0	60.0	50.0	-
	(3)	劇場、映画館、演芸場	45	97.8	97.8	64.4	75.6	77.8	51.1	73.3	91.1	-	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	13	92.3	92.3	76.9	53.8	84.6	46.2	46.2	92.3	-	
	(5)	集会場又は公会堂	44	95.5	88.6	61.4	56.8	63.6	50.0	56.8	79.5	2.3	
	(6)	展示場	3	66.7	33.3	33.3	66.7	66.7	-	33.3	66.7	-	
	(7)	体育館、ポウリング場などの運動施設	44	88.6	70.5	63.6	45.5	77.3	43.2	63.6	84.1	4.5	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	43	83.7	88.4	72.1	44.2	58.1	37.2	58.1	74.4	-	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	17	82.4	88.2	52.9	52.9	64.7	29.4	35.3	52.9	5.9	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	11	81.8	100.0	72.7	36.4	45.5	36.4	45.5	63.6	-	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	51	88.2	90.2	84.3	52.9	62.7	33.3	56.9	78.4	2.0	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	31	80.6	90.3	77.4	38.7	67.7	32.3	61.3	71.0	6.5	
	(16)	官公庁施設(学校~社会福祉施設に該当するものを除く)	58	91.4	94.8	69.0	69.0	53.4	51.7	65.5	74.1	-	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	20	80.0	85.0	75.0	30.0	50.0	35.0	50.0	60.0
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	8	87.5	75.0	37.5	37.5	12.5	-	25.0	75.0	12.5
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	38	76.3	81.6	71.1	50.0	60.5	42.1	47.4	63.2	5.3	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	31	87.1	87.1	80.6	58.1	67.7	45.2	58.1	58.1	-
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	35	71.4	77.1	82.9	31.4	40.0	37.1	42.9	42.9	2.9
(4)	これらに該当しないサービス施設	29	79.3	82.8	62.1	31.0	55.2	31.0	37.9	37.9	-		

【問7～問10はすべての施設がお答えください。】

問7 あなたは、県受動喫煙防止条例を何で知りましたか。また、問5で「3 知らなかった(今回の調査ではじめて知った)」を選んだ方は、どのような方法で情報提供するのが良いと思いますか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(はいいくつでも)

		総数	1 県のたより	2 市町村の広報紙	3 新聞報道	4 県提供のテレビ ラジオ番組	5 県提供以外のテレ ビジョ番組	6 タウン紙など	7 雑誌	8 街頭キャンペーン	9 県が主催する講演 会や説明会		
	総数	1997	37.9	24.7	55.6	11.9	30.1	9.7	3.9	8.7	9.9		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	61.9	22.7	72.2	8.2	16.5	4.1	2.1	1.0	8.2	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	31.8	31.8	60.0	10.0	39.1	6.4	7.3	8.2	6.4
		イ	薬局	131	34.4	31.3	56.5	14.5	36.6	12.2	8.4	16.0	5.3
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	36.4	31.8	53.4	23.9	47.7	19.3	5.7	9.1	8.0
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	41.1	14.4	72.2	7.8	24.4	2.2	2.2	8.9	13.3	
	(4)	観覧場(スポーツや見物を見るための施設)	24	16.7	20.8	41.7	12.5	20.8	-	4.2	8.3	29.2	
	(5)	集会場又は公会堂	121	40.5	27.3	61.2	6.6	24.0	10.7	-	5.0	9.1	
	(6)	展示場	3	66.7	-	100.0	-	33.3	-	-	-	66.7	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	34.3	22.9	50.5	9.5	27.6	8.6	1.9	6.7	15.2	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	34.0	21.4	45.6	10.7	23.3	6.8	1.9	3.9	10.7	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	46.7	28.3	47.8	13.0	41.3	9.8	5.4	19.6	7.6	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	32.4	22.5	56.3	14.1	29.6	8.5	4.2	15.5	7.0	
	(13)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	41.5	17.8	63.6	11.9	32.2	6.8	-	6.8	11.0	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	52.4	28.6	57.1	7.1	25.0	13.1	1.2	11.9	15.5	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	57.3	19.4	73.8	13.6	27.2	7.8	-	5.8	15.5	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	28.8	22.0	47.5	14.4	28.0	13.6	5.9	11.9
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	20.4	20.4	40.7	13.0	37.0	11.1	9.3	11.1	9.3
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	40.9	27.0	53.0	13.0	26.1	9.6	3.5	6.1	13.0	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	24.8	23.9	50.4	10.6	28.3	12.4	4.4	5.3	8.0
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	29.8	19.1	63.8	10.6	24.5	8.5	4.3	2.1	7.4
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	34.4	31.3	38.7	13.5	36.2	13.5	6.1	11.7	6.7		

10 リーフレット	11 ポスター	12 ジ 県のホームページ	13 県以外のホームページ	14 家族友人からの情報	15 報 体等からの情報	16 その他	無回答			
6.5	19.6	11.1	1.9	6.1	19.0	3.7	4.5	総数		
14.4	18.6	15.5	-	4.1	15.5	4.1	1.0	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	(1)	別表第1
6.4	16.4	6.4	0.9	6.4	15.5	4.5	4.5	病院、診療所又は助産所	ア (2)	
4.6	27.5	6.9	1.5	6.1	21.4	2.3	-	薬局	イ	
6.8	18.2	12.5	2.3	12.5	12.5	2.3	4.5	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	ウ	
15.6	20.0	18.9	2.2	3.3	16.7	1.1	-	劇場、映画館、演芸場	(3)	
4.2	33.3	12.5	4.2	4.2	16.7	16.7	-	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	(4)	
6.6	17.4	13.2	2.5	4.1	14.9	5.0	3.3	集会場又は公会堂	(5)	
-	-	33.3	-	-	-	-	-	展示場	(6)	
3.8	21.0	17.1	1.9	6.7	16.2	5.7	1.9	体育館、ボウリング場などの運動施設	(7)	
1.9	12.6	9.7	-	4.9	46.6	5.8	10.7	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	(8)	
5.4	23.9	9.8	1.1	6.5	15.2	1.1	9.8	百貨店、マーケットその他の物品販売店	(9)	
1.4	23.9	12.7	-	5.6	1.4	1.4	2.8	銀行、保険会社などの金融機関	(10)	
7.6	17.8	14.4	0.8	1.7	6.8	4.2	4.2	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	(13)(14)	
17.9	27.4	17.9	1.2	2.4	20.2	-	2.4	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	(15)	
9.7	18.4	20.4	1.9	1.0	5.8	1.9	1.9	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	(16)	
4.2	15.3	5.1	2.5	11.9	16.9	5.1	10.2	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	ア (1)	
5.6	22.2	-	1.9	7.4	24.1	5.6	3.7	キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	イ	
4.3	14.8	9.6	6.1	6.1	27.0	4.3	6.1	ホテル、旅館などの宿泊施設	(2)	
6.2	15.9	8.8	1.8	7.1	23.9	5.3	5.3	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	ア (3)	
1.1	12.8	4.3	4.3	8.5	44.7	2.1	4.3	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	イ	
3.7	25.8	7.4	1.2	8.6	17.2	3.7	7.4	これらに該当しないサービス施設	(4)	

問8 貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から1つ選んでください。  
利用客が利用する部分の対策をお答えください。( は1つ)

貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理の権限がおよぶ範囲を「敷地内」又は「建物内」としてお答えください。

		総数	1 建物内を禁煙とするのみならず、敷地内も禁煙にしている	2 建物内を禁煙にし、喫煙所を屋外に設けている	3 建物内を禁煙にし、喫煙所を建物内に設けている	4 喫煙席と禁煙席を仕切り等で区切り、喫煙席から禁煙席にたばこの煙が漏れ出さないようにしている	5 喫煙席と禁煙席を分けたりしているが、禁煙場所にはこの煙が流れ出さないようにはしていない	6 喫煙時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている	7 その他	8 対策はしていない	無回答		
	総数	1997	24.7	32.4	7.3	2.4	5.8	1.1	2.3	20.3	3.8		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	78.4	14.4	5.2	-	-	-	1.0	1.0		
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	64.5	20.0	1.8	0.9	3.6	1.8	-	5.5	1.8
		イ	薬局	131	60.3	26.7	6.9	-	-	-	2.3	3.8	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧はりきゅう、整骨院	88	53.4	20.5	5.7	2.3	2.3	1.1	2.3	10.2	2.3
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	26.7	52.2	6.7	1.1	11.1	1.1	1.1	-	-	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	8.3	58.3	16.7	4.2	12.5	-	-	-	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	17.4	64.5	6.6	0.8	5.0	-	-	5.0	0.8	
	(6)	展示場	3	-	33.3	66.7	-	-	-	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	17.1	62.9	1.0	-	7.6	-	-	10.5	1.0	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	7.8	30.1	7.8	5.8	13.6	-	-	23.3	11.7	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	15.2	28.3	7.6	3.3	1.1	-	5.4	34.8	4.3	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	21.1	32.4	28.2	1.4	5.6	1.4	-	7.0	2.8	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	22.9	71.2	2.5	0.8	-	-	-	0.8	1.7	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	38.1	40.5	10.7	-	8.3	-	-	1.2	1.2	
	(16)	官公庁施設(学校~社会福祉施設に該当するものを除く)	103	11.7	68.9	16.5	-	-	-	-	1.0	1.9	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	4.2	10.2	5.1	5.9	5.9	7.6	4.2	50.0
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	1.9	5.6	3.7	-	11.1	-	3.7	70.4	3.7
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	1.7	18.3	13.0	5.2	17.4	4.3	5.2	27.0	7.8	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	5.3	11.5	10.6	9.7	10.6	0.9	4.4	42.5	4.4
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	2.1	1.1	-	4.3	6.4	1.1	10.6	71.3	3.2
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	19.6	20.9	2.5	1.8	3.7	-	3.7	36.8	11.0		

参考：平成 19 年 10 月調査

問 3 貴施設における受動喫煙を防止するための対策状況を次の中から 1 つ選んでください。なお、建物内において、利用者等が使用する部分と専ら従業員が使用する部分とで対策が異なる場合には、主として利用者等が使用する部分の対策をお答えください。( は 1 つ)

	総数	1 敷地内を禁煙にしている	2 建物内を禁煙にしている	3 喫煙室や喫煙席、喫煙フロアを設置し、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れないようにしている	4 喫煙コーナーや喫煙席、禁煙席を設置しているが、煙が喫煙場所から禁煙場所に流れることがある	5 昼食時間帯など一定の時間帯は、禁煙にしている	6 その他	7 対策はしていない	無回答
総数	1700	14.5	40.6	10.7	9.5	0.9	4.1	18.6	1.2
A 学校	149	57.7	21.5	12.8	4.0	-	1.3	2.7	-
B 病院・診療所	123	26.8	55.3	7.3	3.3	-	0.8	4.1	2.4
C 劇場・映画館	93	16.1	54.8	11.8	10.8	-	4.3	2.2	-
D 公民館等集会場	112	0.9	93.8	2.7	1.8	-	-	0.9	-
E スポーツ施設	139	10.8	53.2	7.2	10.8	2.2	2.9	12.2	0.7
F 百貨店・デパート	15	-	26.7	33.3	33.3	6.7	-	-	-
G スーパー・小売店	162	9.3	32.7	3.7	7.4	1.2	4.9	37.7	3.1
H 金融機関	140	3.6	49.3	27.1	14.3	-	3.6	2.1	-
I 博物館・美術館	115	13.0	65.2	7.8	6.1	-	1.7	4.3	1.7
J 老人ホーム・保育所等社会福祉施設	129	33.3	35.7	7.8	12.4	0.8	4.7	5.4	-
K 官公庁施設	132	5.3	65.9	18.9	5.3	-	3.0	0.8	0.8
L 飲食店	146	4.8	12.3	4.8	6.8	3.4	4.8	60.3	2.7
M ホテル・旅館	107	0.9	1.9	18.7	30.8	0.9	8.4	37.4	0.9
N ゲームセンター等 娯楽施設	138	2.2	4.3	7.2	10.9	1.4	12.3	59.4	2.2

問9 貴施設の受動喫煙防止対策の現状に対して利用者からは、どのような反応がありますか。

次の中から1つ選んでください。( は1つ)

		総数	1 多い 肯定的な意見が	2 多い 肯定的な意見が どちらかという	3 多い 否定的な意見が	4 多い 否定的な意見が どちらかという	5 意見はない	無回答		
	総数	1997	20.1	17.3	3.3	7.5	45.8	6.1		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	52.6	18.6	-	1.0	25.8	2.1	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	29.1	13.6	-	-	55.5	1.8
		イ	薬局	131	22.1	6.1	-	-	71.0	0.8
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	23.9	13.6	-	1.1	55.7	5.7
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	23.3	24.4	-	8.9	40.0	3.3	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	20.8	37.5	-	4.2	37.5	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	22.3	24.8	1.7	6.6	42.1	2.5	
	(6)	展示場	3	66.7	33.3	-	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	22.9	24.8	-	7.6	42.9	1.9	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	9.7	24.3	3.9	16.5	30.1	15.5	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	6.5	12.0	2.2	6.5	60.9	12.0	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	32.4	25.4	1.4	4.2	33.8	2.8	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	16.9	24.6	-	2.5	51.7	4.2	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	29.8	13.1	1.2	2.4	51.2	2.4	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	28.2	20.4	3.9	1.9	42.7	2.9	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	10.2	13.6	11.9	12.7	40.7
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	5.6	3.7	22.2	18.5	42.6	7.4
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	12.2	19.1	1.7	14.8	40.0	12.2	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	15.0	17.7	7.1	17.7	36.3	6.2
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	4.3	8.5	14.9	20.2	44.7	7.4
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	16.0	12.9	1.2	5.5	52.8	11.7		

参考：平成 19 年 10 月調査

問 6 貴施設の対策に対して利用者からは、どのような反応がありますか。次の中から 1 つ選んでください。( は 1 つ)

	該当数	1 肯定的な意見が多い	2 どちらかという 肯定的 な意見が多い	3 どちらかという と否定的 な意見が多い	4 否定的な意見が多い	5 意見はない	無回答	肯定的な意見が多い(計)	否定的な意見が多い(計)
総数	1364	39.2	19.8	1.7	0.4	37.1	1.8	59.0	2.1
A 学校	145	60.0	13.8	-	0.7	24.1	1.4	73.8	0.7
B 病院・診療所	115	39.1	13.9	0.9	-	45.2	0.9	53.0	0.9
C 劇場・映画館	91	41.8	27.5	5.5	-	25.3	-	69.2	5.5
D 公民館等集会場	111	43.2	17.1	0.9	-	37.8	0.9	60.4	0.9
E スポーツ施設	121	33.9	29.8	0.8	0.8	33.1	1.7	63.6	1.7
F 百貨店・デパート	15	40.0	53.3	-	-	6.7	-	93.3	-
G スーパー・小売店	96	22.9	15.6	2.1	-	54.2	5.2	38.5	2.1
H 金融機関	137	41.6	22.6	1.5	-	33.6	0.7	64.2	1.5
I 博物館・美術館	108	28.7	13.0	2.8	-	54.6	0.9	41.7	2.8
J 老人ホーム・保育所 等社会福祉施設	122	45.1	13.1	-	1.6	37.7	2.5	58.2	1.6
K 官公庁施設	130	39.2	16.9	1.5	-	39.2	3.1	56.2	1.5
L 飲食店	54	33.3	25.9	3.7	1.9	29.6	5.6	59.3	5.6
M ホテル・旅館	66	34.8	27.3	1.5	-	34.8	1.5	62.1	1.5
N ゲームセンター等 娯楽施設	53	24.5	30.2	5.7	-	37.7	1.9	54.7	5.7

問 10 貴施設は、平成 22 年 4 月 1 日の県受動喫煙防止条例の施行に向けて、どのように取り組んで行く予定ですか。(すでに何らかの対策をしている場合は、さらに進める予定があるかをお答えください)

次の中から 1 つ選んでください。( は 1 つ )

		総数	1 既 に 対 策 を 実 施 済 で あ る	2 対 策 を 実 施 予 定 で あ る	3 ど の よ う な 対 策 を す る か 検 討 中 で あ る こ う 取 り 組 ん で よ い か わ か ら な い	4 検 討 し て い な い	無 回 答		
	総数	1997	46.2	12.4	20.9	16.4	4.1		
別 表 第 1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等 及び類似施設)	97	84.5	8.2	3.1	4.1	-	
	(2)	ア	病院 診療所又は助産所	110	63.6	6.4	13.6	14.5	1.8
		イ	薬局	131	68.7	3.1	11.5	15.3	1.5
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、 整骨院	88	68.2	6.8	9.1	14.8	1.1
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	64.4	15.6	15.6	4.4	-	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見る ための施設)	24	50.0	25.0	20.8	-	4.2	
	(5)	集会場又は公会堂	121	56.2	21.5	11.6	9.9	0.8	
	(6)	展示場	3	66.7	-	33.3	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動 施設	105	52.4	16.2	22.9	6.7	1.9	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	35.9	28.2	22.3	2.9	10.7	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品 販売店	92	23.9	6.5	21.7	39.1	8.7	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	52.1	12.7	14.1	16.9	4.2	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園 及び類似施設	118	63.6	13.6	9.3	11.0	2.5	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉 施設	84	65.5	9.5	13.1	9.5	2.4	
	(16)	官公庁施設(学校~社会福祉施 設に該当するものを除く)	103	66.0	12.6	13.6	5.8	1.9	
	別 表 第 2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの 飲食店	118	16.9	10.2	30.5	35.6
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類 似施設	54	-	13.0	27.8	53.7	5.6
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	26.1	19.1	27.8	21.7	5.2	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボッ クス及び類似施設	113	25.7	14.2	40.7	16.8	2.7
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び 類似施設	94	5.3	6.4	63.8	21.3	3.2
(4)	これらに該当しないサービス施 設	163	29.4	9.2	25.2	23.9	12.3		



【問 11 は問 10 で「 1 既に対策を実施済である」「 2 対策を実施する予定である」を選んだ施設がお答えください。】

問 11 貴施設が予定している対策の内容は何ですか。

次の中から 1 つ選んでください。( は 1 つ)

		該当数	1 敷地内を禁煙にするのみならず、 建物内を禁煙にするのみならず、	2 建物内を禁煙にし、喫煙所を屋外 に設ける	3 建物内を禁煙にし、喫煙所を建物 内に設ける	4 喫煙席と禁煙席を仕切り等で区切 り、喫煙席から禁煙席には「この煙 が漏れ出さないよう」にする	5 その他	無回答		
総数		1170	40.4	41.5	8.3	3.2	1.7	4.8		
別表第 1	(1)	学校(幼稚園 小中高校 大学等 及び類似施設)	90	85.6	10.0	2.2	-	-	2.2	
	(2)	ア	病院 診療所又は助産所	77	75.3	19.5	1.3	-	-	3.9
		イ	薬局	94	70.2	23.4	2.1	-	1.1	3.2
		ウ	あん摩マッサージ指圧 はりきゅう 整骨院	66	69.7	21.2	1.5	1.5	1.5	4.5
	(3)	劇場 映画館 演芸場	72	36.1	47.2	9.7	-	2.8	4.2	
	(4)	観覧場(スポーツや見物を見る ための施設)	18	11.1	55.6	22.2	5.6	-	5.6	
	(5)	集会場又は公会堂	94	33.0	58.5	6.4	1.1	-	1.1	
	(6)	展示場	2	-	-	50.0	-	50.0	-	
	(7)	体育館 ボウリング場などの運動 施設	72	27.8	65.3	4.2	-	1.4	1.4	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	66	15.2	60.6	6.1	7.6	1.5	9.1	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品 販売店	28	35.7	42.9	10.7	3.6	-	7.1	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	46	26.1	39.1	28.3	-	-	6.5	
	(13)(	図書館、博物館、美術館、動物園 及び類似施設	91	34.1	57.1	4.4	-	1.1	3.3	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉 施設	63	46.0	38.1	7.9	-	-	7.9	
	(16)	官公庁施設(学校 - 社会福祉施 設に該当するものを除く)	81	13.6	74.1	9.9	-	1.2	1.2	
	別表第 2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの 飲食店	32	21.9	31.3	12.5	18.8	6.3
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類 似施設	7	14.3	-	28.6	28.6	-	28.6
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	52	3.8	38.5	28.8	13.5	13.5	1.9	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボク ス及び類似施設	45	8.9	35.6	22.2	26.7	-	6.7
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び 類似施設	11	18.2	9.1	18.2	9.1	9.1	36.4
(4)	これらに該当しないサービス施 設	63	44.4	42.9	-	1.6	1.6	9.5		

【問 12 は問 10 で「3 どのような対策をするか検討中である（どう取り組んでよいかわからない）」「4 検討していない」を選んだ施設がお答えください。】

問 12 貴施設は、来年4月1日の県受動喫煙防止条例の施行に向けて、どのように対応しようと考えていますか。

次の中から1つ選んでください。（ は1つ）

		該当数	1 果 的 な 方 法 を 確 認 し、 対 策 を 検 討 す る	2 受 動 喫 煙 防 止 対 策 の 効 果 を 確 認 し、 対 策 を 検 討 す る	3 融 資 制 度 な ど に つ い て の 情 報 を 確 認 し、 対 策 を 検 討 す る	4 他 施 設 の 動 向 を 見 な が ら 対 策 の 検 討 を 進 め る	5 規 制 内 容 を 十 分 に 理 解 で き て い な い の で、 ま だ 検 討 し て い な い	6 条 例 の 規 制 は 努 力 義 務 と な っ て い る た め 対 策 は 考 え て い な い	7 無 回 答		
	総数	746	23.7	2.5	28.3	19.7	13.5	6.8	5.4		
別 表 第 1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	7	28.6	-	-	42.9	14.3	-	14.3	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	31	35.5	3.2	25.8	22.6	3.2	3.2	6.5
		イ	薬局	35	28.6	-	17.1	31.4	2.9	11.4	8.6
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	21	14.3	-	19.0	23.8	4.8	19.0	19.0
	(3)	劇場、映画館、演芸場	18	44.4	-	27.8	5.6	11.1	5.6	5.6	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	5	20.0	-	80.0	-	-	-	-	
	(5)	集会場又は公会堂	26	15.4	7.7	38.5	26.9	7.7	-	3.8	
	(6)	展示場	1	100.0	-	-	-	-	-	-	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	31	29.0	-	51.6	16.1	-	3.2	-	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	26	23.1	-	50.0	19.2	-	3.8	3.8	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	56	10.7	3.6	19.6	23.2	21.4	16.1	5.4	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	22	36.4	4.5	22.7	27.3	-	9.1	-	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	24	29.2	-	25.0	16.7	8.3	16.7	4.2	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	19	47.4	-	15.8	26.3	-	-	10.5	
	(16)	官公庁施設(学校-社会福祉施設に該当するものを除く)	20	45.0	-	30.0	10.0	-	15.0	-	
	別 表 第 2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	78	16.7	2.6	15.4	21.8	30.8	7.7
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	44	2.3	6.8	18.2	31.8	29.5	9.1	2.3
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	57	28.1	5.3	31.6	14.0	14.0	1.8	5.3	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	65	27.7	4.6	38.5	15.4	7.7	1.5	4.6
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	80	25.0	2.5	37.5	6.3	20.0	5.0	3.8
(4)	これらに該当しないサービス施設	80	18.8	-	26.3	23.8	16.3	6.3	8.8		

【問 13～問 15 はすべての施設がお答えください。】

問 13 県受動喫煙防止条例の制定など、受動喫煙防止対策の動きについてどのように考えていますか。

次の中から 2 つまで選んでください。( は 2 つまで)

		総数	1 利用者の健康を守るために必要である	2 受動喫煙防止は世界的な動きである	3 サービスを提供するために必要である	4 条例等により規制が強化されるので、やむを得ず対応している	5 自主的な取組みに任せざるべきである	6 その他	無回答		
	総数	1997	67.1	36.4	29.0	7.8	17.9	3.6	2.4		
別表第 1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	92.8	50.5	15.5	2.1	4.1	4.1	2.1	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	80.9	52.7	27.3	3.6	10.0	2.7	1.8
		イ	薬局	131	80.9	45.0	30.5	3.1	6.1	3.1	-
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	80.7	40.9	38.6	1.1	11.4	6.8	-
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	78.9	35.6	42.2	8.9	5.6	2.2	3.3	
	(4)	観覧場(スポーツや見物を見るための施設)	24	66.7	25.0	58.3	-	8.3	4.2	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	74.4	35.5	33.9	7.4	8.3	1.7	3.3	
	(6)	展示場	3	33.3	-	66.7	-	-	-	33.3	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	76.2	37.1	34.3	10.5	10.5	2.9	-	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	58.3	32.0	31.1	18.4	12.6	1.9	1.9	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	64.1	26.1	34.8	5.4	25.0	3.3	3.3	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	71.8	43.7	16.9	7.0	9.9	1.4	2.8	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	72.9	43.2	35.6	2.5	6.8	3.4	-	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	89.3	36.9	29.8	4.8	6.0	3.6	1.2	
	(16)	官公庁施設(学校～社会福祉施設に該当するものを除く)	103	85.4	54.4	21.4	1.9	8.7	-	1.9	
	別表第 2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	41.5	22.0	25.4	6.8	44.9	4.2
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	18.5	20.4	13.0	18.5	53.7	9.3	3.7
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	48.7	26.1	40.9	13.9	23.5	5.2	4.3	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	54.9	25.7	27.4	14.2	31.0	3.5	3.5
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	25.5	24.5	13.8	17.0	61.7	6.4	3.2
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	64.4	36.2	22.7	7.4	17.8	4.9	4.9		

問 14 貴施設として、受動喫煙防止を効果的に進めるために行政に期待することはどれですか。

次の中から3つまで選んでください。( は3つまで)

		総数	1 受動喫煙による健康への悪影響 についての普及啓発	2 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発	3 禁煙を希望する喫煙者への禁煙 支援や未成年者への喫煙防止教 育	4 受動喫煙防止対策に積極的に取 り組む施設や団体の表彰	5 施設の管理者等が実施する受動 喫煙防止対策への経済的支援	6 施設の管理者等が実施する受動 喫煙防止対策への技術的支援	7 行 県受動喫煙防止条例の円滑な施 行	8 化 受動喫煙防止のための規制の強 化	9 分 行政としての取組みは現状で十 分である	10 その他	無回答		
	総数	1997	56.9	65.2	34.6	2.2	23.0	8.2	14.6	17.3	2.5	4.7	3.6		
別表第1	(1)	学校(幼稚園、小中高校、大学等及び類似施設)	97	71.1	66.0	50.5	1.0	19.6	6.2	13.4	19.6	-	2.1	1.0	
	(2)	ア	病院、診療所又は助産所	110	67.3	71.8	40.9	2.7	14.5	5.5	22.7	28.2	0.9	4.5	-
		イ	薬局	131	68.7	72.5	45.0	3.1	7.6	3.1	14.5	23.7	1.5	4.6	1.5
		ウ	あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院	88	60.2	75.0	31.8	3.4	9.1	4.5	19.3	23.9	2.3	2.3	-
	(3)	劇場、映画館、演芸場	90	51.1	77.8	25.6	2.2	40.0	14.4	18.9	18.9	-	4.4	2.2	
	(4)	観覧場(スポーツや見世物を見るための施設)	24	45.8	75.0	12.5	4.2	45.8	4.2	25.0	20.8	-	4.2	-	
	(5)	集会場又は公会堂	121	63.6	67.8	39.7	2.5	21.5	9.9	14.0	14.0	1.7	3.3	2.5	
	(6)	展示場	3	33.3	66.7	33.3	-	33.3	33.3	-	-	-	-	33.3	
	(7)	体育館、ボウリング場などの運動施設	105	65.7	73.3	28.6	2.9	26.7	11.4	14.3	24.8	1.0	6.7	-	
	(8)	公衆浴場(銭湯、サウナなど)	103	53.4	60.2	33.0	-	25.2	11.7	14.6	20.4	4.9	1.0	4.9	
	(9)	百貨店、マーケットその他の物品販売店	92	59.8	59.8	39.1	2.2	13.0	6.5	16.3	20.7	2.2	2.2	5.4	
	(10)	銀行、保険会社などの金融機関	71	60.6	69.0	36.6	7.0	9.9	-	18.3	15.5	-	4.2	2.8	
	(13)(14)	図書館、博物館、美術館、動物園及び類似施設	118	61.9	72.9	29.7	0.8	22.9	4.2	11.9	17.8	1.7	4.2	4.2	
	(15)	老人ホーム、保育所等社会福祉施設	84	67.9	70.2	32.1	2.4	23.8	7.1	16.7	20.2	-	6.0	-	
	(16)	官公庁施設(学校~社会福祉施設に該当するものを除く)	103	73.8	73.8	44.7	-	11.7	5.8	16.5	9.7	3.9	1.0	3.9	
	別表第2	(1)	ア	食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店	118	39.8	50.0	22.9	2.5	31.4	7.6	11.9	10.2	5.9	6.8
イ			キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設	54	16.7	50.0	22.2	1.9	33.3	16.7	5.6	3.7	9.3	7.4	7.4
(2)		ホテル、旅館などの宿泊施設	115	48.7	70.4	30.4	0.9	34.8	8.7	13.9	13.0	2.6	8.7	2.6	
(3)		ア	ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設	113	40.7	49.6	28.3	3.5	41.6	14.2	15.9	16.8	2.7	6.2	8.0
		イ	マージャン屋、パチンコ屋及び類似施設	94	39.4	46.8	38.3	-	44.7	17.0	7.4	2.1	3.2	6.4	5.3
(4)	これらに該当しないサービス施設	163	57.1	58.3	35.6	2.5	9.8	6.1	10.4	18.4	4.3	6.1	5.5		

問 14 貴施設として、受動喫煙防止を効果的に進めるために行政が取り組むことが望ましいと思う対策はどれですか。次の中から 3 つまで選んでください。( は 3 つまで)

	総 数	1 受動喫煙の防止対策を実施した 施設の認証や表彰	2 喫煙の防止対策への経済的・技術 的支援	3 条例などによる規制の強化	4 駅前などの公共の場所での喫煙 所の整備	5 受動喫煙の防止を進めるための 普及啓発	6 喫煙者へのマナー向上の啓発	7 禁煙を希望する喫煙者への禁煙 支援	8 行政が取り組む必要はない	9 その他	無 回 答	回 答 計
総数	1700	9.2	25.9	35.6	36.5	34.4	54.9	11.1	2.8	3.1	2.8	216.4
A 学校	149	8.1	26.8	38.9	28.9	32.9	57.0	12.8	2.7	4.0	3.4	215.4
B 病院・診療所	123	10.6	24.4	41.5	40.7	29.3	48.8	18.7	2.4	4.9	2.4	223.6
C 劇場・映画館	93	9.7	43.0	31.2	32.3	37.6	52.7	8.6	2.2	2.2	4.3	223.7
D 公民館等集会 場	112	8.0	19.6	40.2	30.4	42.9	57.1	5.4	0.9	0.9	3.6	208.9
E スポーツ施設	139	6.5	25.2	34.5	33.8	30.9	61.9	8.6	2.9	2.9	2.2	209.4
F 百貨店・デパー ト	15	20.0	53.3	40.0	53.3	40.0	60.0	-	-	-	-	266.7
G スーパー・小売 店	162	8.0	15.4	42.0	38.9	31.5	53.1	11.7	3.7	3.7	3.1	211.1
H 金融機関	140	10.7	18.6	45.0	51.4	34.3	48.6	5.0	0.7	-	2.1	216.4
I 博物館・美術館	115	6.1	26.1	34.8	32.2	40.0	63.5	7.0	1.7	3.5	5.2	220.0
J 老人ホーム・保 育所等社会福 祉施設	129	14.0	28.7	31.8	33.3	42.6	52.7	15.5	2.3	2.3	0.8	224.0
K 官公庁施設	132	12.1	28.0	28.0	36.4	52.3	68.2	12.1	0.8	0.8	2.3	240.9
L 飲食店	146	8.9	23.3	26.7	45.2	21.9	49.3	18.5	5.5	5.5	1.4	206.2
M ホテル・旅館	107	5.6	29.0	38.3	35.5	32.7	53.3	8.4	4.7	2.8	3.7	214.0
N ゲームセンタ ー等娯楽施設	138	9.4	33.3	29.0	30.4	23.2	48.6	10.1	5.1	6.5	2.9	198.6